

令和6年度 居宅訪問型保育事業者集団指導の実施について

児童福祉法第59条第1項に基づき、居宅訪問型保育事業者を対象とした集団指導を実施します。

集団指導は、講習受講（ウェブ上での資料受講）、必要書類の提出にて書面審査することにより、実施します。

なお、児童福祉法に基づき実施する指導のため、正当な理由なく受講及び書類の提出をしない事業者については、別途立入調査を行うことがあります。

この集団指導は、年1回の参加が必要です。

1 受講期間及び資料提出期限

令和7年2月28日（金）から令和7年3月17日（月）まで

2 対象者

神奈川県内在住（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市在住の方を除く）で、県に私設保育施設の届出をしている、児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業者）の実施を目的とした事業者。

3 実施方法

(1) 講習受講

県ホームページ掲載（下記【資料掲載先】参照）の「集団指導講習資料」による講習を受講し、「受講確認票」を提出することで受講完了とする。

(2) 書面審査

県ホームページ掲載の「居宅訪問型保育事業者集団指導チェックシート」を含む必要書類（下記「4 提出資料（必要書類）」）を提出してください。提出資料により、認可外保育施設指導監督基準に適合するかについて、書面審査します。

【資料掲載先】

県ホームページ検索窓で「事業者の方へ（私設保育施設）」と検索してください。次のURLの「令和6年度居宅訪問型保育事業集団指導」に掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/cnt/f6592/p19599.html>

4 提出資料（必要書類）

- (1) 受講確認票
- (2) 居宅訪問型保育事業者集団指導チェックシート
- (3) 集団指導の提出書類確認書
- (4) 児童預かり記録（直近3日分）
- (5) 資格証または保育に従事する者に関する研修の修了証
- (6) 重大事故報告書（事故があった対象者のみ）
- (7) 施設及びサービスに関する内容を提示している書面（参考様式掲載あり）
- (8) サービス利用者に対する契約内容の交付書面（参考様式掲載あり）

5 提出方法

次世代育成課監査グループへ、電子メールにファイルを添付し提出してください。
なお、電子メールでの提出が難しい場合は、郵送やファックスによる提出も可能です。

- ・電子メール： jisedai.532@pref.kanagawa.l^{エル}g.jp
- ・ファックス： 045-210-8956
- ・郵送： 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1
神奈川県次世代育成課監査グループ 宛

※ 提出の際は、電子メールの件名欄に「**集団指導資料【届出施設名称】**」とご記載ください。

6 結果通知及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付について
県による書面審査が終了次第、結果を集団指導参加事業者及び市町村へ通知します。

(1) 結果の通知に指摘事項がない場合

結果の通知とともに「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を交付します（すでに証明書が交付されている事業者を除く）。

(2) 結果の通知に指摘事項がある場合

1か月以内に、指摘事項の改善報告書とともに改善されたことが分かる資料を提出してください。

県において、指摘事項が改善され、認可外保育施設指導基準に適合していることが確認された場合、「証明書」を交付します（すでに証明書が交付されている事業者を除く）。

※ 令和6年10月以降は、無償化の経過措置の終了に伴い、「証明書」が交付されていない場合は、無償化の対象外となっていますのでご注意ください。

※ 重要

この集団指導は、年1回の受講が必要です。すでに「証明書」の交付を受けている事業者が、今回の集団指導を受けなかった場合及び指摘事項の改善が一定の期間内になされない場合は、「証明書」を返還していただきます。